

通常作業中ぎっくり腰

最高裁、初の労災認定

ごみ収集職員

は過運ではななくても、腰を曲げる行為が繰り返され、腰痛を生じさせる危険性を持っている。通常の動作であっても、内在する危険性が顕在化した」として職員の主張を認めた。2番の東京高裁判決（38年1月）も同様の判断を示し、今年7月、最高裁が同支部の上告を棄却した。

腰痛は介護、保育、調理などの労働者に多く、介護関係職場では、労働省の外郭団体の委託調査で、特別養護老人ホームの職員や在宅介護のホームヘルパーのうち腰痛経験者が85%に達するなど、深刻化が指摘されている。【大島 秀利】

元労働基準監督署長の井上浩・全国労働安全衛生センター連合会総務部長の話
通常動作で生じた腰痛は労災認定しないという認定基準を事実的に否定した判決だ。一般の労災を扱う労働省も含め対応の変更を迫るもので、介護や保育などの職場の腰痛認定に影響するだろう。

ごみ収集の通常作業中に急性腰痛になったとして、千葉県船橋市の職員が、公務災害（労災）認定を求め、地方公務員災害補償基金千葉県支部と争っていた裁判で、最高裁が市職員側勝訴の1、2審判決を支持し、同支部の上告を棄却していたことが4日、分かった。急性腰痛の労災認定は「通常の動作によるものは認定しない」との基準で行われているが、「通常の作業でも、腰痛が生じる危険性があれば労災認定をすべきだ」との初の司法判断が確定した。介護保険導入以後、腰痛に悩む労働者が増えている介護関係などの職場での労災認定に影響を与えそうだ。

従来の基準否定

市職員は1990年3月、ごみ袋を清掃車に投入しようとした際にぎっくり腰になり、労災認定を同支

部に申請した。腰痛が公務によるものかどうかの認定基準は「通常と異なる動作で」腰部に急激な力が「突発的に生じた」ことを要件としている。このため、同支部は「ごみ袋投入作業は通常の動作」として「公務外」と決定、市職員がこの取り消しを求めて提訴した。1番の千葉地裁判決（96年8月）は「ごみ収集作業